

## 香川県電力調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、知事部局、病院局、教育委員会、警察本部、各種行政委員会、議会事務局及びその出先機関を含む本県の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

##### ア 二酸化炭素排出係数

(電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。)

##### イ 未利用エネルギーの活用状況

##### ウ 再生可能エネルギーの導入状況

#### (2) 加点項目

ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的DR(ディマンド・リスポンス)の取り組み又は地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取り組みの状況

### (入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達に係る評価基準」(以下「評価基準」という。)により算定した基本項目の得点の合計が70点以上の小売電気事業者が、入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目の得点の合計が70点に満たない小売電気事業者が、基本項目の得点に加算項目の得点を加えた合計が70点以上となる場合には、入札参加資格を有するものとする。

### (評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を様式1「香川県電力調達に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」に記載し、指定された期日までに香川県知事に提出するものとする。

2 電力調達の発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な小売電気事業者について、様式1の評価点の判定を、様式2により環境政策課長に依頼するものとする。

3 環境政策課長は、前項により電力調達が発注所属長から依頼のあった小売電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により電力調達の発注所属長へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 電力調達の発注所属長は、様式3により小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室において行う。

附則

1 この方針は、平成27年1月27日から施行する。

附則

1 この方針は、平成28年2月8日から施行する。

附則

1 この方針は、平成29年3月22日から施行する。

附則

1 この方針は、平成30年3月9日から施行する。

附則

1 この方針は、平成31年4月18日から施行する。

附則

1 この方針は、令和2年6月4日から施行する。

附則

1 この方針は、令和3年3月31日から施行する。

附則

1 この方針は、令和4年4月18日から施行する。

附則

1 この方針は、令和5年4月7日から施行する。

## 附則

- 1 この方針は、令和6年4月2日から施行する。

別紙 電力の調達に係る評価基準（第5条関係）

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、下記の評価基準表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

<評価基準表>

基本項目	区分		配点	
令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh） ※2	四国電力送配電管内	中国電力ネットワーク管内	70	
	0.375未満	0.475未満		
	0.375以上 0.400未満	0.475以上 0.500未満		65
	0.400以上 0.425未満	0.500以上 0.525未満		60
	0.425以上 0.450未満	0.525以上 0.550未満		55
	0.450以上 0.475未満	0.550以上 0.575未満		50
	0.475以上 0.500未満	0.575以上 0.600未満		45
	0.500以上 0.525未満			40
	0.525以上 0.550未満			35
	0.550以上 0.575未満			30
	0.575以上 0.600未満			25
0.600以上	0.600以上	0		
令和4年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675%以上		10	
	0%超 0.675%未満		5	
	活用していない		0	
令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 ※4	10.0%以上		20	
	5.0%以上 10.0%未満		15	
	2.5%以上 5.0%未満		10	
	0%超 2.5%未満		5	
	活用していない		0	
加点項目	区分		配点	
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組み又は地域における再エネの創出・利用の取組み ※5	取り組んでいる		5	
	取り組んでいない		0	

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者で、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。（事業開始日及び開示予定時期を「香川県電力調達に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」電源構成等や非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法④その他欄に記入すること。）

- ※2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの。  
 複数メニューを公表している事業者は、「(参考値) 事業者全体」の調整後排出係数を用いること。ただし、複数メニューのうち特定のメニューを用いて電力を供給しようとする事業者は、落札後に当該メニューにより契約を締結することを条件として、当該メニューに係る調整後排出係数を用いることができる。
- ※3-1 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。  
 (算定方式)  
 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = ① ÷ ② × 100  
 ① 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)  
 ② 令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)
- ※3-2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。  
 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。  
 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- ※3-3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。  
 ①工場等の廃熱又は排圧  
 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)  
 ③高炉ガス又は副生ガス
- ※3-4 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ※3-5 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ※4-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。  
 (算定方式)  
 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100  
 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した

再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）（kWh）

- ②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※4-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

※4-3 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4-4 令和4年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

香川県電力調達に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書

香川県知事 池田 豊人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

下記の報告内容に相違ないことを誓約いたします。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	確認資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	開示状況が分かる資料

2 令和4年度の状況

	基本項目	数値	点数	確認資料
①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	未利用エネルギーの活用状況	(%)		算出根拠となる書類
③	再生可能エネルギーの導入状況	(%)		算出根拠となる書類
	加点項目	状況	点数	確認資料
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組み又は地域における再エネ の創出・利用の取組み	実施済・未実施		情報提供資料の写し
①～④の合計点数				

※ 「数値」及び「点数」には、別紙「電力の調達に係る評価基準」により算出した値を記載すること。

連絡先	担当部署			
	担当者名		電話番号	

環境政策課長 殿

（電力調達の発注所属長）

香川県電力調達に係る環境配慮方針に基づく入札参加資格判定について

（施設名等）で使用する電力の調達契約に係る入札に参加を希望する次の電気事業者について、「香川県電力調達に係る環境配慮方針」第6条第2項により、評価点の判定を依頼します。

	電気事業者名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

添付資料 様式1（添付資料を含む）

（電力調達が発注所属長） 殿

環境政策課長

香川県電力調達に係る環境配慮方針に基づく入札参加資格判定結果について

令和 年 月 日付け 第 号により依頼のあった（施設名等）で使用する電力の調達契約に係る入札に参加を希望する電気事業者の評価点の判定結果について、次のとおり通知します。

	電気事業者名	基本項目 (点)	加点項目 (点)	計 (点)	入札参加資格の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

**【入札参加資格の要件】**

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、評価基準表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。